

令和 5 年 度

草加市一般会計補正予算（第 10 号）

第 1 号議案

令和 5 年度草加市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 5 年度草加市の一般会計の補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 739,932 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 95,437,236 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年 2 月 21 日提出

埼玉県草加市長 瀬戸百合子

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		19,971,891	739,932	20,711,823
	2 国庫補助金	7,726,151	739,932	8,466,083
歳入合計		94,697,304	739,932	95,437,236

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		45,757,249	739,932	46,497,181
	1 社会福祉費	18,331,396	739,932	19,071,328
歳 出	合 計	94,697,304	739,932	95,437,236

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	住民税均等割のみ課税世帯給付金等給付事業	639,623

草加市一般会計歳入歳出補正予算（第10号）事項別明細書

1 総括
（歳入）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	19,971,891	739,932	20,711,823
歳入合計	94,697,304	739,932	95,437,236

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	45,757,249	739,932	46,497,181
歳出合計	94,697,304	739,932	95,437,236

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
739,932			
739,932			

2 歳 入
(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	6,197,874	739,932	6,937,806
計	7,726,151	739,932	8,466,083

14 国庫支出金

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費補助金	739,932	重点支援地方交付金（福祉政策課）

3 歳 出
(款) 3 民 生 費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9臨時給付費	2,612,607	739,932	3,352,539	739,932			
計	18,331,396	739,932	19,071,328	739,932			

3 民 生 費

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
10 需用費	194	◎住民税均等割のみ課税世帯給付金等給付事業 [福祉政 策課] ・需用費 739,932 ・役務費 194 ・確認書作成等業務委託料 2,738 ・非課税世帯等給付金処理事務委託料 46,000 ・扶助費 20,000 671,000
11 役務費	2,738	
12 委託料	66,000	
19 扶助費	671,000	

令和5年度草加市一般会計補正予算（第10号）

1 概要

草加市一般会計補正予算（第10号）については、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正を行うものであります。

歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算総額 94,697,304 千円に、歳入歳出それぞれ 739,932 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 95,437,236 千円とするものであります。

その内容は、歳入については、国庫支出金の追加を行うものであり、歳出については、住民税均等割のみ課税世帯給付金等給付事業費の追加を行うものであります。

繰越明許費の補正については、民生費の事業を令和6年度へ繰り越しを行うものであります。

2 歳出予算財源内訳一覧表
 (個 表)
 03款 民生費
 01項 社会福祉費
 09目 臨時給付費

款 項 目	事 務 事 業 名 及 び 事 業 内 容
03.01.09	
	<p>住民税均等割のみ課税世帯給付金等給付事業 [福祉政策課]</p> <p>[補正理由]</p> <p>エネルギー・食料品価格等の物価高騰の負担感の大きい低所得世帯への負担の軽減を図るため、住民税均等割のみ課税世帯に対して1世帯当たり10万円を給付するとともに、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への加算として18歳以下の子ども1人当たり5万円を給付するものです。</p>
	合 計

単位：千円

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
739,932	739,932				
739,932	重点支援地方交付金（福祉政策課） 739,932				
739,932	739,932				